

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

令和 8 年 5 月 25 日に開催しました、閉会中の教育民生常任委員会についてご報告いたします。

生涯学習課からは、大坂城残石記念公園の駐車場用地の取得について、説明がありました。大坂城残石記念公園は、にぎわいづくりや北部地域の拠点として、各種イベントを開催しているが駐車場が不足し、臨時駐車場として北浦グラウンドなどを利用して対策を行っている。

こうした中、同公園の正面に位置する県道沿いの農地の所有者との協議を行った結果、用地の売却に対して前向きな回答があったため、具体的な交渉を迅速に進めるべく、土地購入の費用を 6 月補正予算において計上する予定であると説明がありました。

委員から、駐車スペースは何台分確保できると見込んでいるのか、また、造成方法や費用、駐車場利用者の県道横断方法について質問があり、執行部から、普通車で約 20 台分の駐車スペースを新たに確保できる見込みであり、造成方法等については、今後の設計段階で、整備にかかる経済性や利用者の安全な動線確保など総合的に勘案しながら、どのような方法が最適であるか慎重に検討を進めていきたいと答弁がありました。

また、完成の目途についての質問に、できれば令和 8 年度中に工事を実施し、令和 9 年 4 月の供用開始を目指したいと答弁がありました。

委員から「駐車台数が増えるのであれば、現状の駐車場に身障者スペースの増設を」との意見がありました。

健康福祉課からは 3 点の説明がありました。

1 点目、土庄町介護保険条例の一部改正について、今回の改正は、令和 8 年度介護保険料算定における特例的な取り扱いに対し、減免規定を設ける。

令和 7 年度の税制改正に伴い、介護保険法施行令の一部改正による特例措置が行われたことを受け、令和 8 年度の市町村民税が課されているとみなされたものについて、介護保険料を特例減免することができるよう、条例の一部を改正するものである。特例減免の実施については、令和 8 年 6 月 1 日を予定しており、本人の申請によらず、あらかじめシステム上で減免の可否を判断し、賦課決定を行いたいと考えていると説明がありました。

また、今回の特例減免の条例改正については、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分により対応したいとの説明がありました。

2 点目、高額療養費制度の見直しについて、今回の見直しにより、令和 8 年 8 月から高額療養費制度の自己負担限度額が変更となる。

見直しの趣旨は、医療費の増大を踏まえ、現役世代の保険料負担を軽減しなが

ら、持続可能な医療保険制度を維持すること、また、高額療養費制度がセーフティーネット機能であることを鑑み、長期療養者や低所得者への経済的負担に配慮することである。長期療養者への配慮として、負担が増えないよう多数回該当の金額を据え置くとともに、新たに年間上限額が設けられ、月々の自己負担額は月額上限額に達しなくても、年間の自己負担額が上限額に達した場合は、それ以上の医療費の支払いが不要になると説明がありました。

委員から、年間上限額に該当する方への周知についての質問に、執行部から、システムで抽出した対象者に通知し、申請により上限を超えた額を返す想定であるが、詳細はまだ決まっていないと答弁がありました。

3点目、外出困難者支援事業の一部変更について説明がありました。

まず、制度拡大に伴い、事業名称を「通院困難者等支援事業」から「外出困難者支援事業」と変更した。

次に、当初はタクシーだけではなく、バスもチケットを使用できるように検討していたが、バスとのチケット併用については土庄町のみの実施であったため、バス事業者との協議の中で、郡内で取り扱いを統一したほうが利用者もわかりやすく、バス事業者としても対応がしやすいとのご意見をいただいたため、一旦バスとの併用は保留とし、利用状況を見ながら検討していくとの説明がありました。

現在、申請者は33名で、このうち6名は制度拡大により、新たに対象となった要介護1、2の方や透析患者の方である。現時点で、前年度実績と同数で、今後も申請が増えるものと思われる。必要な方に利用していただけるように取り組んでいきたいと説明がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。